令和７年（ヒ）第１０２号

高知市南はりまや町１丁目２番20号
清算株式会社　株式会社エスアール商事
代表清算人　濱口　幸作

1　決定年月日　令和７年11月21日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

2　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。

3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

4　前項の場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＷＫ株式会社
代表清算人　林田　安世

1　決定年月日　令和７年11月20日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

①　株式会社紅乙女酒造
②　筑後信用金庫
③　株式会社日本政策金融公庫
④　福岡県信用保証協会

以上

福岡地方裁判所久留米支部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始